

行政文書公開決定等審査答申書

令和8年3月13日

大和市長 古谷田 力 殿

大和市情報公開審査会

会 長 大 津 浩

令和7年6月24日付けで諮問された行政文書の公開決定等に対する審査請求について、次のとおり答申します。

事件番号	260
公開請求に係る行政文書の名称又は内容	神奈川県が令和4年4月14日に管轄内市町村（政令指定都市を除く。）へ送信した『【情報提供】住宅局市街地建築課所管事業の要綱一部改正について』と題する電子メール ただし、添付ファイルを含む。
審査の結果	実施機関が、本件情報公開請求について、公開の対象となる文書が存在しないことを理由に、行政文書非公開決定処分を行ったことは妥当である。

## 第1 審査請求の経過

- 1 令和6年9月12日、審査請求人は、大和市長（以下「実施機関」という。）に対し、神奈川県が令和4年4月14日に管轄内市町村（政令指定都市を除く。）へ送信した『【情報提供】住宅局市街地建築課所管事業の要綱一部改正について』と題する電子メール（ただし、添付ファイル（以下「本件添付ファイル」という。）を含む。以下、本件添付ファイルを含み、「本件電子メール」という。）の公開請求（以下「原請求」という。）をした。
- 2 同月25日、原請求につき、実施機関は、本件電子メールについて、保存年限経過により廃棄済みであることによる文書不存在を理由とし、行政文書非公開決定（令和6年度大和指令第1833号。以下「原処分」という。）をした。
- 3 同年10月3日、原処分に対し、審査請求人から審査請求がなされた。

## 第2 審査請求の趣旨

本件電子メールを公開せよ。

## 第3 当事者の主張

### 1 審査請求人の主張の要旨

- (1) 本件電子メールは、令和4年3月31日付けで関東地方整備局（住宅整備課）所管の「社会資本整備総合交付金交付要綱」関連の要綱等が一部改正されたことにつき、神奈川県を含む都県は固より、各都県管轄内地方公共団体への周知を伴う情報提供の依頼であることを鑑みれば、本件電子メールは実施機関における関連事務事業の遂行に影響する重要文書（情報）であることはいうまでもなく、それを僅か2年半（ただし、現状では廃棄時期が不明であるため、当該2年半とは、原請求を行った令和6年9月12日を廃棄の基軸とするものである。）で廃棄することはあり得ないから、本件電子メールは実施機関が保管しているはずである。
- (2) 本件電子メールが保管されている疎明として、例えば、本件添付ファイルの一つである通知「社会資本整備総合交付金の市街地再開発事業に係る基礎額の取扱いについて」に関連する「大和市第一種市街地再開発事業補助金交付要綱」（以下「本件要綱」という。）を実施機関は未だ改正等をしていないため、仮に当該通知を廃棄しているとなると、爾後本件要綱の改正にあたっては、国の改正の趣旨を汲み取れず、当該国の改正と整合する改正が行えないという不適切を招くことになる。したがって、実施機関は本件電子メールを保管していると思料することから、実施機関はこれを公開する義務を負う。
- (3) 本件添付ファイルに基づく本件要綱の改正は、羈束裁量（法規裁量）行為に分類されることに鑑みれば、実施機関において、本件要綱を改正する時期は自由に決することができたとしても、改正する箇所ないし内容については、当然に本件添付ファイルの内容に拘束されることはいうまでもなく、本件要綱を改正する時期に本件添付ファイルが存在しないとすると、実施機関は具体的にどのような改正を実施す

るといのであろうか。例えば、本件添付ファイル以降に「国の制度」（社会資本整備総合交付金の解釈及び運用）が変更されていない場合には、直近の「国の制度」とは、本件添付ファイルに記載する内容であることから、実施機関では本件添付ファイルの内容に整合する改正が行えないという事態に陥る。したがって、所管課長が裁量権又は職権を濫用（本件添付ファイルの保存期間を1年と特定し、以って、廃棄した違法行為）していない状況下においては、少なくとも本件添付ファイルは公開されるべき行政文書である。

なお、本件添付ファイルにおける本件要綱の改正の趣旨とは、実施機関が述べる「社会情勢」、「市の財政状況」、「まちづくりの見通し」及び「近隣他市の状況」などに左右されていないことと共に、改正の時期すら先送りにする実施機関の裁量権の不行使は、適法・適正な社会資本整備総合交付金の解釈及び運用を没却する由々しき問題であることを付言する。

## 2 実施機関の主張の要旨

本件電子メールは、一般的な業務連絡の性質を有するに過ぎないため、大和市行政文書管理規則（平成13年大和市規則第8号。以下「規則」という。）第9条第3項で定める別表における保存期間について、所管する課長がその権限により「2 所管の行政上の軽易な事項に係る文書」の類型に該当するものとし、その保存期間を1年と設定した。よって、本件電子メールは保存年限が経過したことにより既に廃棄済みであったことから、文書不存在としたものである。

なお、審査請求人は、本件電子メールの内容について、「大和市における関連事務事業の遂行に影響する重要文書（情報）である」と主張するが、そのような根拠は存在しない。

審査請求人は、本件要綱の改正の必要が生じた際に、本件電子メールを廃棄していることにより、国の改正と整合する改正が行えないと主張しているが、本件要綱の改正については、今後、市街地再開発事業、優良建築物等整備事業等の具体的な事業の機運が高まった際に、その事業が求める手法やその時点での国の制度や社会情勢、市の財政状況やまちづくりの見通し、近隣他市の状況等を確認し、総合的に踏まえたうえでの改正を検討すべきものと捉えており、本件電子メールを保存年限の経過により廃棄しても、実施機関の事業に支障が生じることはなく、審査請求人の主張には理由がない。

## 第4 当審査会の判断

### 1 関係法令

大和市行政文書管理規則

（保存期間）

第9条 行政文書の保存期間（略）は、30年、10年、5年、3年又は1年とする。

### 2 略

3 課長は、行政文書について、別表に規定する類型に基づき、保存期間を設定しなけ

ればならない。

4～6 略

別表（第9条関係）

保存期間	行政文書の類型
略	
1年	1 略
	2 所管の行政上の軽易な事項に係る文書
	3 略
	4 略

## 2 判断枠組み

本件における争点は、本件電子メールの存否である。

この点につき、実施機関は、本件電子メールは「所管の行政上の軽易な事項に係る文書」であり、その保存期間を1年と定め、よって保存期間満了により廃棄済みである旨を主張し、一方で審査請求人は、本件電子メールは実施機関における関連事務事業の遂行に影響する重要文書（情報）であり、2年半で廃棄することはあり得ないから、本件電子メールは保管されているはずと主張する。

本件電子メールの重要性について、審査請求人と実施機関との認識が大きく異なることから、本件電子メールの重要性の程度を検討し、ひいては本件電子メールを保存期間満了により廃棄したとの実施機関の主張の妥当性について判断を行うものとする。

## 3 本件電子メールの重要性について

本件要綱の対象となる事業は国及び県との協調補助事業であり、改正する箇所ないし内容については国の改正と整合する必要があるという認識は実施機関と審査請求人において共通するものであるが、その適切な改正の時期については両者の認識が異なっている。

この点につき、実施機関は、市街地再開発事業の事業期間は長く、当該期間中において本件要綱を適用すべき時期が存在し、この本件要綱を適用すべき時期に国及び県による最新の改正内容と整合する改正を行う必要があるものであると説明し、その上で、本件電子メールの受信時点から現在まで、大和市において、本件要綱の対象となる市街地再開発事業は行われていないことから本件要綱を改正しておらず、またその必要性もないとする実施機関の主張に合理性を欠くところはなく、審査請求人が主張する裁量権の不行使は認められない。

一方で、実施機関において、県から受信した直近の再開発事業に係る要綱改正の情報共有メールが保存されていることが確認できたため、本件要綱の改正が必要となる状態が生じた場合についても、実施機関は本件要綱の改正内容として反映すべき最新の情報を有していることが認められるから、本件電子メールを廃棄することにより、国の

改正内容と整合する改正が行えないとする審査請求人の主張は失当である。

以上の事情を踏まえると、実施機関が本件電子メールを大和市行政文書管理規則別表に規定する類型のうち、「所管の行政上の軽易な事項に係る文書」に該当する文書であって、保存期間を1年と定めたことについて、審査請求人が主張する実施機関の裁量権又は職権の濫用は認められない。

#### 4 本件電子メールを廃棄したとの実施機関の主張の妥当性について

##### ア 県と実施機関における本件電子メールの取扱いの差異について

本件電子メールは令和4年4月14日付けで県から実施機関に送信されたものであり、県においては審査請求時に本件電子メールが保存されていたことから、県と実施機関における本件電子メールの取扱いの差異が認められる。

この点につき、実施機関の主張によれば、県は管轄内市町村における再開発事業に係る補助金の動きを把握する必要があることから本件電子メールを含む当該事業に係る全てのデータを保存しておく必要があり、一方で現在本件要綱の対象となる市街地再開発事業が行われていない実施機関においてはその必要性はなく、本市の事業に係るデータを保存するのみで足り、また直近の必要なデータは保存していることから、本件電子メールは今後本件要綱を改正する場合の参考資料としては適さないものであるとの説明があった。このような実施機関の説明には相当性が認められ、一方で審査請求人の本件電子メールが存在するはずとの諸々の主張には、こうした相当性を否定するに足りる合理的な根拠を見出すことができない。

##### イ 資料としての保存の可否について

実施機関は、県から受信した再開発事業に係る要綱改正の情報共有メールについて、最新のメールを保存しているため過去のメールを削除していると説明しているが、本件要綱に関連する資料として無理に削除することなく、保存をしておくこともでき得ると考える。しかし、実施機関が業務上利用する各種サーバーには、当該システムを管理している部署により各部署におけるデータの使用容量が設定されており、本件要綱の対象となる事業の実施に不必要なデータ等を長期に渡って資料として保存することは運用上妥当ではなく、また限られたデータの容量を有効に活用するためには支障があるとする実施機関の主張に合理性を欠くところはない。

この点からも、実施機関は本件電子メールにつき、適切な保存期間を設定し、期間満了により廃棄した実施機関の対応は適切なものと認められる。

#### 5 結論

そもそも実施機関が本件電子メールの不存在を積極的に立証すべき事情はないが、上記3及び4のとおり、不存在とした実施機関の主張は合理的であり、一方で本件電子メールが存在する旨の審査請求人の主張に本件電子メールの不存在を覆すに足りるだけの合理的な理由は見当たらない。

以上のとおり、本件審査請求には理由がなく、実施機関が原請求について本件電子メ

ールが不存在であることを理由に原処分を行ったことは妥当である。

#### 第5 審査の経過

令和7年 6月24日 諮問

同年 8月 4日 第1回審議

同年11月10日 第2回審議（結審）

#### 大和市情報公開審査会

会長 大津 浩

委員 鈴木 健次

委員 坂田 淳一

委員 福永 清貴